

令和元年 9 月  
海事局船員政策課

船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部を改正する省令案について

## 1. 背景

船員法（昭和22年法律第100号）及び、船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和50年運輸省令第7号。以下「食料支給者令」という。）では、一定の船舶について、船舶料理士の資格を有する者を乗船させなければいけないこととしている。

現在、船舶料理士については、20歳以上であることなどが資格の取得要件として食料支給者令上定められているが、有資格者の確保を図るため、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」において、当該要件の見直し等に関する議論を行ってきたところ。

今般、「船舶料理士資格の効率的な取得に関する検討会」において、船舶料理士の資格取得に係る年齢要件について、20歳以上から18歳以上に早期に引き下げるべく、具体的な検討を進めることが適当であるとの結論が得られたところ。また、交通政策審議会海事分科会第114回船員部会（令和元年7月26日）においても、本検討会の結論に沿って必要な取組を進めることについて合意が得られたため、食料支給者令について所要の改正を行い、船舶料理士の資格取得に係る年齢要件を見直すこととする。

## 2. 概要

船舶料理士の資格取得に係る年齢要件について、「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げるため、船内における食料の支給を行う者に関する省令について所要の改正を行う。

## 3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行：令和元年10月下旬